

## 地方自治の確立と地方税財源の充実強化を求めて

真の地方分権改革の実現のためには、従来の中央集権型システムから地方自らが自己決定・自己責任の下、真に住民に必要なサービスを選択できる住民本位の地方分権型行政システムへの抜本的な転換が図られなければならない。

しかしながら、国においては三位一体改革のもと約3兆円の税源移譲が行われた一方で約5.1兆円にのぼる地方交付税等の削減が行われ、さらには、昨年地方六団体が国に提出した「地方分権の推進に関する意見書」に対する回答では、「(仮)地方行財政会議」や「地方共有税」について、特に言及されていないなど、地方自治体の意見や要望が反映されていない現状にある。

地方自治体はこれまで、行財政改革に懸命に取り組み、最大限の歳出削減努力を行ってきたが、国においても地方支分部局の廃止・縮小を図るなど、国と地方を通じた簡素で効率的な筋肉質の行財政システムの構築に取り組み、国と地方が協力して国全体の活力に結び付けていくことが求められている。

我々、宮城県自治体代表者会議は、地方分権改革推進委員会において分権に向けた議論が進められている中で、地方への一層の権限・財源の移譲など、地方が真に自立できる地方分権改革の実現が図られるようここに強く求めるものである。

### 記

- 1 地方ができることは地方が担うという原則の下、国と地方の役割分担の徹底した見直しによる権限の移譲や地方が担う事務と責任に見合った税財源の充実確保を図るなど、真の地方分権改革に取り組むこと。  
また、自己決定・自己責任の考え方から、地方自治体の条例制定権の拡大を図るなど、自治行政権、自治財政権、自治立法権の確立を図ること。
- 2 地方自治体の意見が政府の政策立案及び執行に反映されるよう、新たに「(仮)地方行財政会議」を法制化により設置すること。

3 地方税については、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直し、まずは5：5にすること。

また、多くの地方で高齢化と人口減少が同時に進行する中で中央と地方の地域間の格差が拡大し、地方税収の偏在是正が急務であることから、地域偏在性の少ない安定的な財源である地方消費税の充実確保を図ること。

4 地方交付税については、現行の法定率を堅持し、地方自治体の安定的かつ持続的な財政運営に必要な総額を確保すること。

また、地方交付税の配分にあたっては、各地方自治体の財政需要を的確に反映するとともに、財政基盤の脆弱な小規模自治体に対して、特段の配慮を行うこと。

さらに、地方六団体が、提言している「地方共有税」制度の導入を図ること。

平成19年6月5日

宮城県自治体代表者会議

宮城県知事	村井	嘉浩
宮城県議会議長	高橋	長偉
宮城県市長会会長	梅原	克彦
宮城県市議会議長会会長	赤間	次彦
宮城県町村会会長	佐々木	功悦
宮城県町村議会議長会会長	大泉	武夫
職務代理者		